

白河市部活動地域展開協議会設置要綱

令和 5 年 6 月 2 9 日白河市教育委員会要綱第 2 号

改正

令和 7 年 3 月 2 1 日白河市教育委員会要綱第 5 号

令和 8 年 2 月 3 日白河市教育委員会要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 白河市立中学校における部活動の地域展開について協議するため、白河市部活動地域展開協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部活動の地域展開に必要な事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 2 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに委嘱された委員による最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すると

ころによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、業務を遂行するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

附 則（令和7年3月21日白河市教育委員会要綱第5号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月3日白河市教育委員会要綱第4号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。